自動車運転契約書

　　　伊予市　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、自動車の運転について、

次のとおり契約を締結する。

　１　運転する自動車　　公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車

　２　契約金額　　　　　　　　　　　　円（消費税等相当額を含む）

　　　　　　　　　　　（１日につき　　　　　　　　円）

　３　運転する期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　日間

　　　　　　　　　　　原則として毎日　　　時　　分から　　　時　　分まで

４　請求及び支払　　この契約に基づく契約金額については、乙は「伊予市議会議員及び伊予市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき伊予市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

　　　　　　　　　　　　なお、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は伊予市には請求ができない。

　５　その他　　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

　以上のとおり契約したので本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を

保有するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

甲　　　　　　　伊予市　　　　　　　　選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞